

委託業務契約書

- 1 契約の名称 泉南市各プール管理及び一般開放管理業務
- 2 契約の場所 別紙の通り
- 3 契約の期間 平成23年6月10日～平成23年8月20日まで
- 4 委託金額 金 4,226,250 円 (消費税含む)

上記委託について、委託者 泉南市 (以下「甲」という。) と受託者 株式会社
タイショウコーポレーション (以下「乙」という。) との間に次の条項によって
委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 乙は甲から委託された業務を別紙仕様書により信義に従い期限内に誠実に
完了しなければならない。

(契約保証金)

第2条 契約保証金については泉南市財務規則第127条第4号または第6号及び第8
号の規定によりこれを免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させ、
若しくは担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わ
せてはならない。但し、あらかじめ甲の書面により承認を得たときはこの限り
ではない。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要があるときは業務内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは甲乙協議の上書面によりこれを定めるものとする。

(期間の延長)

第6条 乙は、正当な事由により期間内に委託業務を完了できないときは、甲と協議の上期間を延長することができる。

(損害の負担)

第7条 この契約に基づく業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は甲の責に帰すべき場合を除き、乙がその損害を負担するものとする。

(検査)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲の指示する方法により通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに業務完了の確認のため、検査を行わなければならない。

(違約金)

第9条 乙が、乙の責に帰すべき事由により業務を履行しないときは、未履行日数1日につき契約金額の1000分の1に相当する違約金を甲に支払わなければならない。

(委託料の支払)

第10条 甲は、乙から次の各号の通り請求を受けた日から30日以内に乙に支払わなければならない。

- (1) 乙は、業務完了後、第8条の検査に合格した場合、契約額の全額を請求することができる。

(契約の解除等)

第11条 甲は、乙が次の各号の一つに該当すると認めたときは、業務を中止させ、契約の変更、若しくは契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込がないとき。
- (2) この契約の締結、又は履行について、乙又はその代理人、使用者に不正な行為があったとき。
- (3) この契約の履行にあたり、職員の指示に従わないとき、又はその職務執

行を妨げたとき。

- (4) 全各号のほか、この契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき、又はその恐れがあるとき。
- 2 甲が前項の規定による契約の変更、若しくは解除によって生じた損害については、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は契約金額の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 甲は、第1項に規定する場合のほか、やむを得ない事由があるときは、契約を変更し、又は解除することができる。

第12条 (個人情報保護)

乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取扱う場合は、個人情報保護のため、泉南市個人情報保護条例、その他規則等を遵守しなければならない。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。
- 3 乙は個人情報の適正な管理のために必要な処置を講じなければならない。

第13条 (秘密の保持)

乙は、この契約の履行により知りえた業務の内容を、一切第三者に漏らしてはならない、この契約の終了後又は契約の解除後も同様とする。

- 2 乙はこの契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関わる個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報保護に関して必要な事項を周知し、徹底しなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務の調査等)

- 第14条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

- 第15条 この契約書に定めない事項又はこの契約に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の証として、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上各自1通を保有する。

平成23年 6月10日

委託者 (甲)

大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

大阪府泉南市長 向井通彦

受託者 (乙)

大阪府泉南 [REDACTED] 目265番地1

株式会社 ダイ [REDACTED] ポレーション

代表取締役 [REDACTED] 寿典 [REDACTED]

プール施設一覧表

プール名	所在地
西信達中学校プール	泉南市岡田3丁目24番1号
砂川小学校プール	信達市場450番地の6
樽井小学校プール	泉南市樽井4丁目29番1号
信達小学校プール	泉南市信達牧野861番地
新家東小学校プール	泉南市兔田729番地の3
新家小学校プール	泉南市新家975番地
雄信小学校プール	泉南市男里3丁目11番1号
一丘小学校プール	泉南市新家285番地の7
東小学校プール	泉南市信達金熊寺553番地
鳴滝小学校プール	泉南市鳴滝1丁目1番

